

キャッシュレス決済を導入する 中小・小規模事業者の皆様の 資金繰りを支援します！

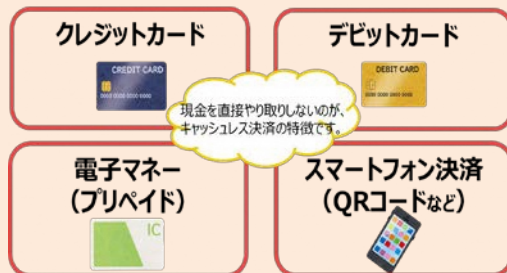
日本政策金融公庫による低利融資制度のご案内

キャッシュレス決済を導入する中小・小規模事業者の皆さまの資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫において低利融資制度を創設しました。

「キャッシュレスを導入したいけど、入金サイクルの遅れによる資金繰りの悪化が心配…」、「決済事業者に支払う手数料の負担が心配…」という中小・小規模事業者の方がご利用いただける融資制度です。

キャッシュレス決済とは

- キャッシュレス決済とは、クレジットカード、電子マネー（プリペイド）、QRコードなど、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段を指します。



対象となる中小店舗

- 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業を営む事業者(注1)のうち、
- キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

資金用途

- キャッシュレス決済に対応するために必要な（長期）運転資金

融資限度額

【中小企業事業】 2億5,000万円
【国民生活事業】 4,800万円

貸付利率^(注2)

【中小企業事業】 基準利率－0.4%
【国民生活事業】 基準利率－0.4%

(注1) これらの事業者を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。

(注2) 信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

融資制度をご利用されたい方へ

中小事業者

STEP1

- ✓ 決済事業者にキャッシュレス決済導入の申込み(注)

- ✓ 日本公庫に融資の申込み

(注) 既にキャッシュレス決済を導入済みの方も本制度の対象となります。

STEP2

- ✓ 日本公庫における審査

融資制度のご利用開始

2020年2月14日(金)から
融資のお申込みを受け付けています！

お問合せ先

■ 株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

事業資金相談ダイヤル（受付時間：平日9時～19時）



0120-154-505

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください

※最寄りの日本公庫支店については、下記の日本公庫ウェブサイト「店舗案内」をご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

